第二十二条第十一号中「をいう」を「をいい、銀行業高度化等会社を除く」に、「次条第十一号及び第二十三条第九号」を「次条第一項第十一号及び第二十三条第一項第九号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

第二十二条第十二号中「次条第十二号及び第二十三条第七号」を「次条第一項第十二号及び第二十三条第一項第七号」に改め、同条第十三号中「(法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。次条第十四号及び第二十三条第十号において同じ。)」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第二条第十一項の規定は、前項第十一号の二及び第十三号に規定する議決権について準用する。

第二十二条の二第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

第二十二条の二に次の一項を加える。

2　法第二条第十一項の規定は、前項第十一号の二及び第十四号に規定する議決権について準用する。

第二十三条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　当該事業の譲受けにより銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

第二十三条に次の一項を加える。

2　法第二条第十一項の規定は、前項第九号の二及び第十号に規定する議決権について準用する。

第二十五条第二号イ中「第二十二条各号」を「第二十二条第一項各号」に改める。

第三十四条の二第一項中「ハまで」を「ニまで」に、「第五号及び第七号」を「第四号及び第六号」に改め、同項中第二号を削り、同項第三号中「存在を証明する」を「所在地を記載した」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「資格を証明する」を「氏名又は名称を記載した」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「この号」の下に「及び第五項第五号」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第二項第三号中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同条第三項中「第十三条の二第一項第一号イからニまで」を「第十三条の二第一項第一号イからハまで」に改め、同条に次の三項を加える。

4　法第五十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一　銀行（外国銀行支店を除く。以下この号において同じ。）　次に掲げる外国銀行

イ　銀行の子法人等である外国銀行

ロ　銀行を子法人等とする外国銀行

ハ　銀行を子会社とする銀行持株会社の子法人等である外国銀行（イ及びロに掲げる外国銀行を除く。）

ニ　銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（イからハまでに掲げる外国銀行を除く。）

二　外国銀行支店　次に掲げる外国銀行

イ　外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所

ロ　外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等である外国銀行

ハ　外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする外国銀行

ニ　外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（イからハまでに掲げる外国銀行を除く。）

5　銀行は、法第五十二条の二第二項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　所属外国銀行の商号を記載した書面

三　所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面

四　所属外国銀行の代表権を有する役員の氏名又は名称を記載した書面

五　所属外国銀行（銀行の子会社である外国銀行及び外国銀行支店に係る外国銀行を除く。）の主要株主等の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

六　所属外国銀行の属する外国銀行グループ（法第五十二条の二第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下同じ。）の連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

七　当該銀行と所属外国銀行及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループとの間の資本関係を記載した書面

八　所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面

九　所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面

十　当該銀行と所属外国銀行（外国銀行支店に係る外国銀行（申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行を所属外国銀行とするものに限る。）を除く。）との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

十一　当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

十二　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

6　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　所属外国銀行の属する外国銀行グループが、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

二　所属外国銀行の属する外国銀行グループが、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者の集団であること。

三　所属外国銀行の属する外国銀行グループに関するリスク管理及び法令遵守に関する方針が策定され、これらに基づく業務の運営の検証がされる等、的確なリスク管理及び法令を遵守した運営が確保されると認められること。

四　第三項第三号に掲げる基準

第三十四条の二の二第一項中「第五十二条の二第二項」を「第五十二条の二第三項」に改め、同条第二項中「第五十二条の二第二項」を「第五十二条の二第三項」に改め、同項中第二号を削り、同項第三号中「存在を証明する」を「所在地を記載した」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「資格を証明する」を「氏名又は名称を記載した」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とする。

第三十四条の二の三の見出し中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同条中「第三十四条の二第一項第八号及び第二項第三号並びに前条第二項第七号」を「第三十四条の二第一項第七号、第二項第三号及び第五項第十号並びに前条第二項第六号」に、「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改める。